

地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）認定申請書提出について

【はじめに：地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）とは？】
通称「フィーダー補助」といい、国のバス運行等に対する補助メニューのひとつ。利用者が多く、地域の拠点間をつなぐ幹線路線バス（本地域では、富浦なむや～館山航空隊を結ぶ「館山市内線」等）を補完し、接続する赤字の支線が補助対象となる。補助要件を満たし交付が決まると、運行経費の最大2分の1の補助が受けられる。（ただし、市町村ごとに補助上限額が設けられる。この補助上限額と経費の2分の1を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる）

1. 今年度の申請について

令和5年度より本格運行を行っている「チョイソコ南房総・館山」及び「館山市街地循環バス」、「洲の崎線」について、昨年度に引き続きフィーダー補助の要件を満たすことから、補助申請を行っていく。

2. 手続きに関する概要

- ・今回は、令和9年度分（補助対象期間 R8.10～R9.9）について申請を行う。
- ・申請に先立ち提出が必要となる「地域公共交通計画（地域内フィーダー系統補助）認定申請書」について、本日の協議会で審議。
- ・内容に疑義や問題が無ければ、本日配布の計画案（認定申請書）を国に提出。（6月30日締切）
- ・計画が認定を受けた場合は、秋以降に補助金交付申請書を提出する。

3. 計画への位置づけ

3つの事業いずれも、南房総・館山地域公共交通計画の施策事業に位置付けられており、機能分担の整理でも、「フィーダー交通」に定めている。

- ・事業3「地域内交通の利便性向上(地域内フィーダー系統の維持・強化)」
⇒チョイソコ南房総・館山、館山市街地循環バス、洲の崎線

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

- 補助対象事業者

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

- 補助対象経費

補助対象システムに係る経常費用から経常収益を控除した額

- 補助率

1/2以内

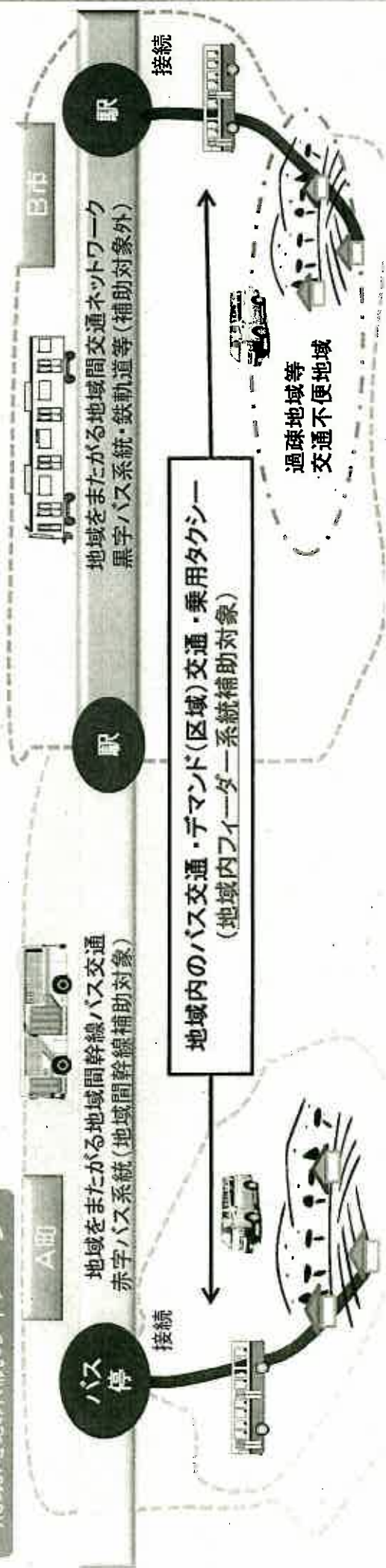
- 主な補助要件

- 市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、
- 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者による運行であること
- 補助対象地域間幹線バスシステム等に接続するライダーシステムであること
- 新たに運行を開始するもの又は公的支援を受けるものであること
- 路線定期運行の場合、輸送量が2人/1回以上であること
- 経常赤字であること

※令和16年度まではバス事業者等も対象



補助対象システムのイメージ



※専ら政令市等が運行支援を行うもの及びその運行区域の全てが政令市等の区域内であるものは除外

※交通不便地域は、地方運輸局長等が指定する地域

※乗用タクシーは、過去に乗合バス事業者等による集合旅客の運送を行っていた地域であって、乗用タクシー以外の輸送手段が無いと地方運輸局長が認めた地域に限る

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 南房総・館山地域公共交通活性化協議会
住 所 千葉県南房総市富浦町青木28番地
代表者氏名 会長 石井 博臣

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

南房総市及び館山市内の公共交通は、人口減少・少子高齢化や自家用車での移動を前提としたライフスタイルへの変化等により、利用者の減少に歯止めがかからず、取り巻く状況は厳しさを増している。また、行政が公共交通の維持・確保のために負担する路線バス補助金等の財政支出が年々増大している状況にある。そのため生活圏をともにする南房総市及び館山市では、2市が連携し、効果的・効率的に公共交通の維持・確保に取り組むため、令和元年に合同の協議会を立ち上げ、利便性が高く持続可能な公共交通体系の形成を目的とする南房総・館山地域公共交通計画を令和3年に策定、令和8年には第2期計画を策定した。

その計画の中で、「廃止代替バス路線の再編及び有効活用」や「フィーダー交通・補完交通の整備・活用促進」を施策に掲げ、当該エリアにおける公共交通の維持存続や更なる利便性向上を図るため、路線バス平群線エリアにおいては新たな交通システムや乗り継ぎ、車両の小型化などの実証運行を、館山市街地エリアでは既存バス路線ではアクセスが困難な市街地の商業施設等に行くための循環バス実証運行を実施した。その結果、いずれの事業も一定程度の効果が認められ、継続して運行していく必要があると判断されたため、地域公共交通確保維持事業により、路線バス平群線エリアにおけるAIオンデマンド交通による予約型乗合送迎サービス及び館山市街地エリアにおける循環バス運行を行い、利便性向上を図るとともに、地域住民にとって必要不可欠な生活交通の維持存続に繋げる必要がある。

また、路線バス洲の崎線については、当該地域の高齢者や学生にとって欠かす事が出来ない交通手段となっており、館山駅で地域間幹線系統路線バスへ接続していることから、運行の維持・確保をする必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ①予約制乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」
令和9年度の1日当り乗車人数 8.0人/日
令和10年度の1日当り乗車人数 8.5人/日
- ②館山市街地循環バス
令和9年度の1日当り乗車人数 40人/日、年間収支率8%以上
令和10年度の1日当り乗車人数 45人/日、年間収支率9%以上
- ③洲の崎線
令和9年度 令和8年度と比較して収支率1%以上改善
令和10年度 令和9年度と比較して収支率1%以上改善
(南房総・館山地域公共交通計画P.10参照)

(2) 事業の効果

①予約制乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」

本数の少なかった路線バスに変わり、ワゴン車両を使用した区域運行による予約制乗合送迎サービスを運行することで、県道沿線のみであった乗降場所を少しでも自宅近くに設置することができ、更には大型商業施設や病院、駅などに乗り換えせず移動できるなど、利用しやすい環境づくりにより当該地域住民の外出機会の創出や地域の活性化に寄与することが期待できる。

②館山市街地循環バス

幹線バス路線を含めた地域内のバス路線は館山駅を起終点とするものが多く、かねてより「館山駅まで来て、市役所や商業施設等、その先の目的地まで行くことができない」という市民の声が多数寄せられていた。館山市街地循環バスは、このような懸案を解決し、市街地の回遊性向上や魅力アップ、暮らしやすさの向上等への貢献が期待できる

③路線バス「洲の崎線」

館山駅を発着とし、地域間幹線系統路線バスの他各種路線バスへ接続する事ができ、地域の活性化に寄与するほか、様々な宿泊施設や観光施設へ接続するなど、地域のみならず広く活性化に寄与することが期待できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・チラシの作成・配布（①②共通：南房総市、館山市、運行事業者）
- ・ホームページや広報等での周知（①②③共通：南房総市、館山市、運行事業者）
- ・企画乗車券の検討・実施（①②③共通：南房総市、館山市、運行事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

① 予約制乗合送迎サービス「チョイソコ南房総・館山」

運行事業者に対し、運行経費総額（16,856千円）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分について、南房総市、館山市が相応分を負担する。

②館山市街地循環バス

運行事業者に対し、運行経費総額（33,050千円）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分について、館山市が全額を負担する。

③洲の崎線

運行経費総額から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分について、一部を館山市が新たに補助を行い、残りの経費を事業者が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

<ul style="list-style-type: none"> ・循環バスにおいては、運行事業者より、停留所ごとの利用状況や各便の乗降人数、1か月有効の定額券の販売実績等を含む運行に関する実績等を、チョイソコにおいては、利用者数や利用者の属性、利用された停車ポイント等の運行に関する実績等を、洲の崎線においては、運行事業者より利用状況や収支状況を含む運行に関する実績等を活性化協議会の事務局（市）に報告 ・運行事業者との打合せの実施 ・循環バスにおいては、日々の停留所ごとの利用状況や、各便の乗降人数等、チョイソコにおいては、利用者数や利用者の属性、利用された停車ポイント等の運行状況や実績、洲の崎線においては、運行に関する実績等について、活性化協議会で報告
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>別添の表5のとおり。</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>

該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

- ①令和3年8月10日（令和3年度第2回）
南房総・館山地域公共交通計画策定について
地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行計画について
館山市街地循環バス令和3年度実証運行計画について（報告）
 - ②令和3年11月18日（令和3年度第3回）
地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行について
 - ③令和4年3月22日（令和4年度第4回）
地域内路線の再編及び有効活用（丸線・平群線）に係る実証運行の実績報告について
 - ④令和4年5月26日（令和4年度第1回）
平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行計画について
館山市街地循環バス令和4年度実証運行計画について（報告）
 - ⑤令和4年8月10日（令和4年度第2回）
平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行について
 - ⑥令和5年1月25日（令和4年度第3回）
平群線エリアにおけるオンデマンド交通の実証運行計画（R5）について
 - ⑦令和5年5月26日（令和5年度第1回）
チョイソコ南房総・館山の実績報告及び今後の運行計画について
令和5、6年度生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の
認定申請について（合意を得られた）
館山市街地循環バス本格運行について（報告）
 - ⑧令和7年5月29日（令和7年度第1回）
チョイソコ南房総・館山の実績を報告
令和8年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）の認定申請について
(合意を得られた)
- 館山市街地循環バスの実績を報告
- ⑨令和8年3月5日（令和7年度第5回）
第2期南房総・館山地域公共交通計画について（策定について合意を得られた）
令和8年度地域内フィーダー系統補助の計画変更認定申請書について（合意を得られた）
 - ⑩令和8年5月21日（令和8年度第1回）
令和9年度地域公共交通確保維持事業に係る計画について（合意予定）
- ※館山市街地循環バスについては、別途館山市地域公共交通会議にて審議を行っている
- ①令和7年12月11日（令和7年度第2回）
館山市街地循環バス令和8年度以降の運行について（合意を得られた）
 - ②令和8年2月26日（運賃協議分科会）
市街地循環バスの運賃改定について（合意を得られた）
 - ③令和8年2月26日（令和7年度第3回）
市街地循環バスの運行ルート・ダイヤの変更について（合意を得られた）

19. 利用者等の意見の反映状況

南房総・館山地域公共交通計画の策定に当たり、利用状況やニーズ等の基礎調査を行ったほか、実証運行開始後は、利用者数の集計をはじめ、実際に乗車しての聞き取り調査（館山市街地循環バス）や利用者アンケート調査を実施した。

その集計結果や協議会の意見等を運行内容に反映するよう検討を行った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 千葉県南房総市富浦町青木 28

(所 属) 南房総・館山地域公共交通活性化協議
会事務局

①に関すること

(氏 名) (南房総市総務部企画政策課)

忍足 和浩

(電 話) 0470-33-1001

(e-mail) chiikikotsu@city.minamiboso.lg.jp

②に関すること

(氏 名) (館山市建設経済部都市計画課)

宇都木 信、矢代 誠

(電 話) 0470-22-3612

(e-mail) tosikeikaku@city.tateyama.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内ファイダーシステム)

9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内ファイダーシステム (別表7・別表9・別表10)																																																											
			起点	経由地	終点						運行 態様の 別	基準 ハで 該 当する 要件 (別表7・9)	補助対象 地域間幹 線系統等 と接続の 確保	基準 ホで 該 当する 要件 (別表7のみ)																																																								
南房総市 館山市	鏡浦自動車(株)	(1) チョイソコ南房総・ 館山	南房総市・館山市 地区の一部、 三芳地区全 部、館山市九 重地区・堀野地 区の一部	往	往	km	246日	1,476回			区域運行	①	館山駅において、補助対象 地域間幹線系統館山市内 線・南房州本線・館山鴨川 線と接続	③																																																								
															館山 駅 東口	カインズ 館山店	館山 駅 東口	路線定期運 行	①	館山駅において、補助対象 地域間幹線系統館山市内 線・南房州本線・館山鴨川 線と接続	③																																																	
																						館山 駅 東口	"清の 駅"たて やま	館山 駅 東口	路線定期運 行	①	館山駅において、補助対象 地域間幹線系統館山市内 線・南房州本線・館山鴨川 線と接続	③																																										
																													館山 駅 東口	"清の 駅"たて やま	館山 駅 東口	路線定期運 行	①	館山駅において、補助対象 地域間幹線系統館山市内 線・南房州本線・館山鴨川 線と接続	③																																			
																																				館山 駅 東口	カインズ 館山店	館山 駅 東口	路線定期運 行	①	館山駅において、補助対象 地域間幹線系統館山市内 線・南房州本線・館山鴨川 線と接続	③																												
																																											館山 駅	西岬	休 暇 村 前	路線定期運 行	①	館山駅において、補助対象 地域間幹線系統館山市内 線・南房州本線・館山鴨川 線と接続	②																					
																																																		館山 駅	西岬	伊 戸 漁 港	路線定期運 行	①	館山駅において、補助対象 地域間幹線系統館山市内 線・南房州本線・館山鴨川 線と接続	②														
																																																									館山 駅	西岬小 学校前	伊 戸 漁 港	路線定期運 行	①	館山駅において、補助対象 地域間幹線系統館山市内 線・南房州本線・館山鴨川 線と接続	②							
																																																																館山 駅	清の駅 たてや ま	伊 戸 漁 港	路線定期運 行	①	館山駅において、補助対象 地域間幹線系統館山市内 線・南房州本線・館山鴨川 線と接続	②

ジェイアールバス関東(株)	(11) 洲の崎線	館山駅	西岬	平砂浦海岸	往 16.6km 復 16.6km	365日	730回	路線定期運行	①	館山駅において、補助対象地域間幹線系統館山市内線・南房州本線・館山鴨川線と接続	②
ジェイアールバス関東(株)	(12) 洲の崎線	館山駅	渚の駅 たてやま、西岬	平砂浦海岸	往 18.3km 復 18.3km	365日	1,216回	路線定期運行	①	館山駅において、補助対象地域間幹線系統館山市内線・南房州本線・館山鴨川線と接続	②
ジェイアールバス関東(株)	(13) 洲の崎線	館山駅	西岬	千里の風	往 20.3km 復 20.3km	365日	182.5回	路線定期運行	①	館山駅において、補助対象地域間幹線系統館山市内線・南房州本線・館山鴨川線と接続	②
ジェイアールバス関東(株)	(14) 洲の崎線	館山駅	渚の駅 たてやま、西岬	千里の風	往 22.0km 復 22.0km	365日	547.5回	路線定期運行	①	館山駅において、補助対象地域間幹線系統館山市内線・南房州本線・館山鴨川線と接続	②

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内ライダーシステムに係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内ライダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 (別添) 運行系統の概要 (チョイソコ南房総・館山の運行エリア)

エリア内乗降場所

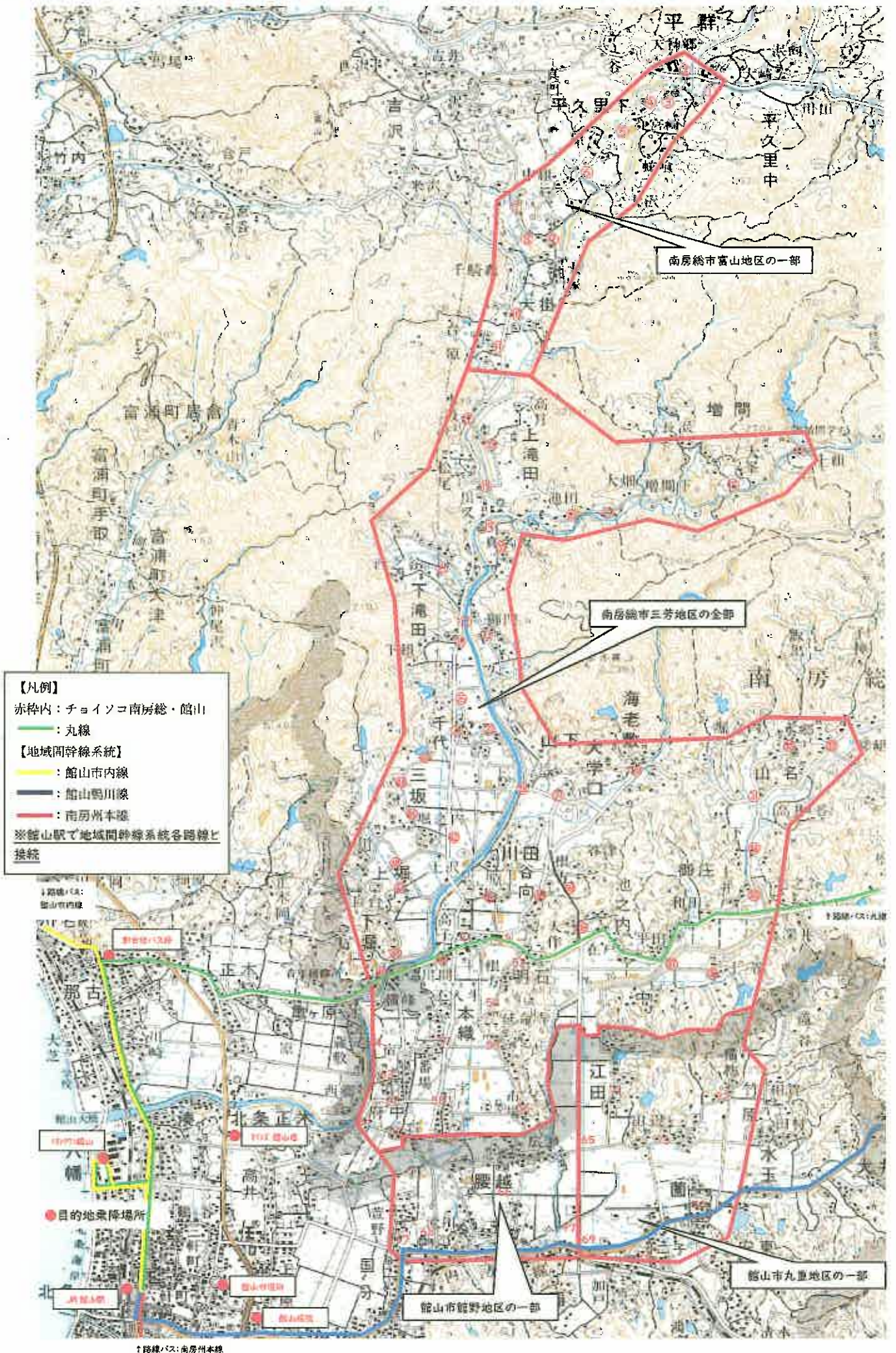


表1添付：(2)～(5)市街地循環バス系統図

変更後

「かいまーる」

ルートマップ



2025年4月1日(水)より
ますます便利に
生まれかわります!!

- 便利 その1 内回り、外回り
2つのルートで運行
- 便利 その2 新設 バス停を
3ヶ所新設
[新井海岸]
[渚の駅"たてやま"]
[六軒町本通り]
- 便利 その3 ダイヤ変更で
運めの便を設定

- 市街地循環バス(内)
(2)、(3)
- 市街地循環バス(外)
(4)、(5)
- 館山市内線
- 館山鴨川線
- 南房州本線

※ 館山駅東口で地域間
幹線系統各路線と接続

QRコード決済



運賃 おとな 250円 小学生 130円
障害者手帳・

1ヶ月有効乗り放題バス (4,000円)
片道 1日往復利用すると 月8日以上利用する方は
割引あり

バス時刻表

2026年4月1日改正

内回り

停留所名	第1便	第3便	第5便	第6便
館山駅東口	9:00	11:35	15:40	17:25
中央公園前	9:01	11:36	15:41	17:26
ろうきん前	9:02	11:37	15:42	17:27
館山市役所	9:04	11:39	15:44	17:29
業務スーパー前	9:05	11:40	15:45	17:30
館山病院	9:08	11:43	15:48	17:33
南総文化ホール	9:12	11:47	15:52	17:37
南町(裁判所前)	9:14	11:49	15:54	17:39
北条病院前	9:15	11:50	15:55	17:40
ファミリーマート館山BP店・きんざ前	9:17	11:52	15:57	17:42
カインズ館山店	9:24	11:59	16:04	17:49
カワチ薬品前	9:28	12:03	16:08	17:53
八幡神社前	9:29	12:04	16:09	17:54
亀田ファミリークリニック館山	9:34	12:09	16:14	17:59
ヤマダデンキ	9:35	12:10	16:15	18:00
イオンタウン館山	9:36	12:11	16:16	18:01
八幡海岸	9:38	12:13	16:18	18:03
北条海岸	9:39	12:14	16:19	18:04
館山駅西口	9:42	12:17	16:22	18:07
新設 新井海岸	9:44			
新設 “渚の駅”たてやま	9:46			
渚銀座入口	9:48	12:18	16:23	18:08
銀座通り商店街	9:49	12:19	16:24	18:09
館山駅東口	9:55	12:25	16:30	18:15

外回り

新設

停留所名	第2便	第4便
館山駅東口	10:20	14:35
銀座通り商店街	10:21	14:36
渚銀座入口	10:22	14:37
新設 新井海岸	10:24	
新設 “渚の駅”たてやま	10:26	
館山駅西口	10:30	14:39
北条海岸	10:32	14:41
八幡海岸	10:33	14:42
亀田ファミリークリニック館山	10:36	14:45
ヤマダデンキ	10:37	14:46
イオンタウン館山	10:38	14:47
八幡神社前	10:41	14:50
カワチ薬品前	10:42	14:51
カインズ館山店	10:48	14:57
ファミリーマート館山BP店・きんざ前	10:54	15:03
館山市役所	10:57	15:06
業務スーパー前	10:58	15:07
館山病院	11:01	15:10
南総文化ホール	11:05	15:14
南町(裁判所前)	11:07	15:16
新設 六軒町本通り	11:08	15:17
銀座通り商店街	11:09	15:18
館山駅東口	11:15	15:24

私たちのバス 乗って守ろう!

利用者の減少により、路線の維持が危機的な状況です。

このままでは当たり前であった移動手段が失われてしまうかもしれません。

物価高の今こそ、
かしこくバスという選択

物価高騰の今こそ、バスなら「ガソリン代0円」「駐車場代0円」賢く、お得に移動が可能です。あなたの一回の利用が地域の交通を守る大きな力となります。ぜひご利用下さい。



市公式HP

運休日：日曜日及び元旦 ※亀田ファミリークリニックは休診日通過



日東交通館山営業所
館山市建設経済部都市計画課

TEL0470-22-0111 (8:20 ~ 16:50)
TEL0470-22-3612 (平日 9:00 ~ 16:30)

南房総・館山公共交通マップ

主要バス路線
方面別記号



「チョイソコ駅周辺」バス

運行エリア	館山駅・三浦町・津島町・三浦町・津島町・津島町
運行日	毎日
運行時間	06:00~20:00
ご利用	バス

JRJR総手車取組周辺地図

館山駅周辺バス路線図

15 道の駅南房総周辺地図

16 市街地周辺地図

※館山駅東口で地域間幹線系統各路線と接続

JS 南房総

TEL: 0476-44-5252

タケノコ

TEL: 0476-44-5252

TS 南房総

QRコード



南房総本線

バス

バス

バス

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	南房総市・館山市
-------	----------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	66,815
交通不便地域等	80,984

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
35,831人	南房総市内全域	過疎法第2条
45,153人	館山市内全域	半島振興法第2条第1項

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
南房総・館山地域公共交通計画	令和8年3月31日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5添付書類：人口集中地区以外の地区区分が分かる地図

